



監査告示第2号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和3年12月1日から同月23日まで実施した定期監査結果を別紙のとおり公表する。

令和4年1月25日

宇佐市監査委員 佐藤 博美

宇佐市監査委員 多田羅 純一

令和3年度第5回定期監査結果報告

1. 監査の対象 観光・ブランド課

2. 監査の期間 令和3年12月1日から同月23日まで

3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、監査を実施した。

4. 監査の実施方法及び内容

令和3年4月1日から令和3年10月31日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和4年2月25日（金）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

【指摘事項】 該当なし

【注意事項】

(1) 契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行されたい。

①契約書及び関係書類の提出が適正な期限より大幅に遅延しているもの

②契約書の記載内容に不備があるもの

(2) 補助金交付について

基本的な補助金交付の事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、補助金に関する法令、例規、要綱等を遵守し、適正な補助金交付事務を執行されたい。

- ①補助金交付申請に必要な添付書類が不足しているもの
- ②代表者の変更届が受理されていないもの

【要望事項】

委託料及び補助金について、年度当初に一括で全額を概算払いしているものが散見された。全額概算払い自体が不適ということではないが、委託料の概算払いの精算において、その委託料の約半額が返還されている事業も見受けられ、年度当初に全額は払い過ぎと考えられる。今一度、事務処理を見直し、支払回数を数回に分ける、実績を適時提出させるなど、検討されるよう要望する。

※なお、宇佐市観光協会に対する補助金については、別途、財政援助団体等監査結果報告書の方にも記載しているので、そちらを参照されたい。